

千葉県消防団補助金交付支出取扱要領

- 1 この千葉県消防団補助金交付支出取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、千葉県消防団補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行。以下において「要綱」という。）第4項に規定する補助対象経費（以下において「補助対象経費」という。）の取扱要領の細部の事項について定めるものとする。
- 2 この取扱要領で使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。
- 3 補助対象経費は、原則として次のとおりとする。
 - （1）会議の開催経費とは、本部、方面隊、分団又は部で行う会議に伴う経費のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 会議資料の作成に要する印刷費
 - イ 会議室の使用料
 - ウ その他会議の必要経費
 - （2）訓練の実施経費とは、消防団が主催して行う各種訓練の経費、方面隊、分団又は部が主催して行う各種訓練の経費のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 規律訓練実施時の必要経費
 - イ 訓練強調月間中における各種訓練時に伴う必要経費
 - ウ 操法大会（県大会、支部大会、市大会）に伴う必要経費
 - エ 防災訓練に伴う必要経費
 - オ 各消防署との合同の訓練（自治会等の防災訓練）に伴う必要経費
 - カ 出初式訓練に伴う必要経費
 - キ その他訓練の必要経費
 - （3）行事等の実施経費とは、各種消防団行事に係る経費のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 消防署で実施する救急フェア、消防フェア等における使役に伴う必要な経費
 - イ 春・秋の火災予防運動中のパトロール等に伴う必要経費
 - ウ 年末特別警戒に伴う必要経費
 - エ 出初式参加に伴う必要経費

- オ 防災訓練（自治会等の防災訓練を含む。）等の必要経費
- カ 自治会、学校行事等に依頼された訓練警備等の必要経費
- キ その他の行事に伴う必要経費

4 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費とすることができない。

- ア 高速道路の使用に要する経費
- イ 自家用車使用時のガソリン代
- ウ 忘年会、新年会等の懇親会の開催に要する経費
- エ 酒類の購入に要する経費
- オ その他領収書の発行されない経費

5 補助金収支決算書に添付する領収書の記入要領については、次のとおりとする。

(1) 宛名の記入は、次に掲げるところによる。

補助金の種類	宛 名	
方面隊	本 部	千葉県消防団長
	方面隊長	千葉県消防団〇〇区方面隊長 (〇〇区方面隊は方面隊名が入る)
分 団	千葉県消防団第〇〇分団長 (第〇〇分団は分団名が入る)	
部	千葉県消防団第〇〇分団〇〇部 部長 (第〇〇分団〇〇部は部名が入る)	

なお、宛名については、領収書発行元による記入があること。

(2) ただし書は、品名又は品代等について領収書の発行元による記入があること。

(3) 飲食店での領収書を添付する場合は、ただし書に、何名分の食事であるか必ず記入すること。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。